

YAMANASHI

2021.1

Vol.48

山梨県老人保健施設協議会広報誌

ろれけん



CONTENTS

- 2P 会長新年あいさつ
- 3P 老人保健施設協会表彰
- 4-5P 施設紹介
- 6P 寄稿 小林ひとみ氏
- 7P 感染拡大防止のための留意点
- 裏表紙 山梨県介護老人保健施設一覧

Greeting of a new year



山梨県老人保健施設協議会 会長
福田 六花氏

2021年あけましておめでとうございます。昨春より世界中がCOVID-19の脅威に怯える日々のなか、懸命に老健を守っている皆様オツカレサマです。

昨年11月頃より第3波と呼ばれる感染拡大が起こり、コロナに対応出来る病床は全国的にほぼ満床です。医療崩壊はいつ起こっても不思議ではない状況です。老健に関しては12月10日時点でコロナ感染が発生した施設は全国で54施設におよび、利用者・職員合わせて700名の方が感染し、66名の方がお亡くなりになりました。厳しい状況は続きますが6月に山梨県健康長寿推進課、山梨県老健協議会、山梨県老健協議会の3者で協定を交わした緊急時派遣ネットワークは、「山梨モデル」として全国に広く普及し、多くの県で同様の協定が結ばれました。実際に老健職員が派遣された事例もあります。全国に先駆けて協定をつくる事が出来たのも、会員施設皆様の御協力があったのです。心から感謝致します。

新年を迎えるにあたって、備えなければならない不安は沢山あります。現在検討中の事案をこの場所で共有させて下さい。同居家族（介護者）がコロナ感染を起こし介護者不在となってしまった高齢者の方や、コロナ感染を起こし入院治療を受けた高齢者の治癒退院後の受け入れ先が極めてすくない現実があります。そういった方を老健で受け入れることが出来るのか？県の健康長寿推進課と検討中です。これから新しい提案をさせて頂くことがあるかもしれません。その際には、各施設で対応可能な範囲での御協力を頂けると幸いです。

私は7月より、全国老人保健施設協会・常務理事に就任しました。また全国研修委員長の大役も仰せつかりました。老健の医者になって18年になりますが、知らないことはたくさんあり、毎月行われる常務理事会では新しく勉強することが山積みです。コロナ禍ではありますが、来春には3年毎の介護報酬改定が行われます。東 憲太郎・全老健会長が、毎月の給付分科会で厳しい財務省相手に粉骨砕身の努力で頑張られ、なんとかプラス改定を得ることが出来ました。私自身も日本の老人介護の未来を明るくするために、山梨老健および全老健で頑張る覚悟です。

12月よりイギリスで接種が始まったワクチンの効果に期待を寄せています。日本で接種が行われるのは4～5月の予想ですが、ようやくコロナ禍にも終焉が見えてきました。老健で暮らす高齢者の生命を守り抜き、ご家族と嬉しい再会の日を迎えて頂くまで、あとヒトイキ頑張りましょう。

令和2年度 公益社団法人 全国老人保健施設協会表彰

令和2年度の公益社団法人全国老人保健施設協会表彰は個人表彰90人、施設表彰140施設が選ばれました。

山梨県からは施設表彰で甲府相川ケアセンターが、個人表彰では甲州ケア・ホームの加々美雅子さんが受賞しました。

全老健表彰受賞者 よろこびの声



“笑顔とぬくもり” を理念に施設運営

社会福祉法人 山梨樫の会
甲府相川ケアセンター 理事長
臼井 行夫 さん

この度、全国老人保健施設協会より介護老人保健施設甲府相川ケアセンターの長年の運営について評価をいただき表彰という栄誉を頂戴致しました。

この事は役職員一同にとりましても大変な名誉であり今後の励みとなります。

心より感謝申し上げる次第でございます。私達は法人発足当初より最大の理念として“笑顔とぬくもり”を掲げると共に福祉は最大のサービス業との認識のもと運営してまいりました。そして、年一度の職員全体会議を通し、人の「生きる」を支える一番崇高な仕事との確認をし、その上で「ご利用者に喜びを、ご家族に安心を」をテーマに各セクションの活動報告と討議を重ねてまいりました。そして、ご利用者に応じた目標と計画のもと、より良いサービスの提供に努めております。

私達は、これからも現今のコロナ禍において感染予防を最優先とし、ご利用者、ご家族のご意見を尊重しつつ望ましい施設生活と在宅復帰を旨とし精一杯の支援をさせていただきます。また、今後はこの喜びを糧に皆様のご指導をいただきながら本表彰に恥じない運営を心掛けてまいります。

どうぞ、今後共宜しくお願い申し上げます。あいさつと致します。



2021年コロナ禍、 決意を新たに 職務に邁進

甲州ケア・ホーム
介護福祉士
加々美 雅子 さん



この度は、「令和2年度公益社団法人全国老人保健施設協会表彰」をいただき、誠にありがとうございます。このような表彰をお受けできることは夢にも思っておらず、誠に身に余る光栄でございます。厚く御礼申し上げます。

甲州リハビリテーショングループに就職以来、尊敬できる上司や向上心あふれる先輩や仲間達に刺激を受けながら、ここまでやってこることが出来ました。年々変化する介護現場の状況に戸惑いもありますが、在宅復帰施設として、“住み慣れた自宅で御家族と共に1日でも長く生活ができるように支援する事”の難しさと同時にやりがいを感じながら、多職種連携のチームケアに携わっていることに今は幸せを感じています。

今年は、COVID-19の感染症蔓延により世界的に生活環境が激変している中で、施設内の環境、利用者と家族の関わり方や生活スタイルにも変化があり、今まで経験したことのない緊張感の中で日々業務に取り組んでいます。

しかし、このような状況だからこそ、生まれてくるアイデアや方法も沢山あります。利用者や家族との関りが途切れないよう今以上に力を入れたいと思います。そして、これまでの経験を活かしこの表彰に恥じないように職務に邁進していく所存でございます。

介護老人保健施設

ももくら



住所

〒409-0622

山梨県大月市七保町下和田2132-1



TEL 0554-20-1111

FAX 0554-20-1119

太陽光で作った電気と熱を
利用しているんだね



環境にやさしいね

リハビリテーション機器が
充実していますよ



四季の移り変わりを
楽しみながら
お過ごしいただけます



広々とした大浴場が
好評です



節分には鬼が、クリスマスにはサンタクロースが、皆さまに会いに行きます。
行事食やおやつレクリエーションなどのお楽しみ企画もありますよ！

医療法人社団 富士厚生会

山中湖 あんずの森

入所定員 90名(内認知症専門棟20名)
ユニット方式によるケア全室個室
(認知症専門棟は除く)

デイケア 定員20名

グループホーム 定員9名

敷地 5,000.00㎡



外観南より

展望風呂からの富士山



グループホーム・東南より

霊峰富士を望む、介護老人保健施設

富士山を一望できる「山中湖あんずの森」は、高齢社会となった今日のご高齢者のために、家庭的でぬくもりのある穏やかな暮らしの中で、病状に応じた看護、身の回りのお世話、日常生活に即したリハビリテーションやレクリエーションを受けることができる施設です。安心して再びご家庭に戻られ、ご家族と一緒に生活できるよう、お手伝いさせていただきます。また、在宅支援サービスとして、ショートステイ(短期入所)やデイケア(通所リハビリテーション)等もサービスを提供しております。軽度認知症の方を対象にして「グループホーム」も併設。

施設の行事

当施設では季節の行事を催しております！



創立記念日



秋の運動会



敬老祝賀会

所在地 〒401-0501
山梨県南都留郡山中湖村山中1069-3
介護老人保健施設 山中湖あんずの森
TEL:0555-63-2333
FAX:0555-62-9999

グループホーム あんず
TEL:0555-63-2828



老健施設を訪問調査して

新型コロナウイルス医療対策本部
総合調査班 看護関係アドバイザー

小林 ひとみ氏



厚手のコートや手袋が欲しい季節になりました。私達にとって2020年は忘れられない年になりそうです。感染予防に日夜奮闘している従事者の皆様本当にお疲れ様です。

私は山梨県コロナ対策本部で看護部門を担当している山梨大学医学部附属病院の小林と申します。コロナ禍で各施設大変な中、快く時間を割き訪問を受け入れてくださり、施設の現状をお聞かせくださった事を感謝します。

「利用者が感染するのは、私達従事者の持ち込みです。」と、どこの施設の方も強い危機感を持って対応している姿が印象に残っています。出勤前の検温や職員及び家族の健康チェック・具合の悪い時はその事を報告できる職場の風通しのよさ。そして限られた施設の中で、できる限りの換気や椅子テーブルの配置の工夫など行っていました。

特に職員の食事時間には配慮が伺われ、食事の時間帯・席割・お喋りの禁止・中には車で食事を取られる方もいて驚きました。お喋り禁止令は、話好きな私には結構きついです。でもとても大切です。今のような状況が続く慢性化してくるとどうしても気が緩みがちですが、継続が必要です。

面会制限もなかなか緩和できず、皆さん苦勞していました。入所者の症状が面会制限がある事で少しずつ悪化しているように思うと窓越しやウェブでの面会、写真付きカードなど工夫し入所者や家族の思いに寄り添うことを大切にしていました。入所者の話をする時見せる皆様の笑顔にとっても温かいものを感じ、癒されました。素敵です。

物資の調達も金銭面においても大変ですが、汚物の処理には手袋やエプロンといった標準予防策が、痰を吸引するとき時は、マスクの上にフェイスシールドやゴーグルの着用といった飛沫感染予防策が必要です。感染対策を知っていても、今までのやり方を変えることは日常の中では大変です。すぐに元のやり方に戻ってしまいます。お互いに確認しあって継続していきたいものです。

そして、もし新型コロナウイルス感染者が発生した時は個室管理や生活空間の区分け、勤務体制の変更や人員確保が必要です。シミュレーションをしておくことも必要だと思います。緊急事態に備えて、老健協会、老施協会、山梨県の3者で緊急時の派遣ネットワークを国内で初めて作った事を知り、備えの重要さと迅速な行動に驚かされました。

Go toが始まって私達は踏み出せない…。心の葛藤があります。食事会を断るとあなたは固いと言われ、友人達が離れていくような気がすると訴える方がいました。先の見えない不安がありますが、私達が自分の健康管理を行い感染対策を行う事が、お年寄りや家族を守る事につながるのです。自分の仕事に誇りをもって進んでいきましょう。終息は必ず来ることを信じて。

老健「はまなす」の福田六花先生のご指導のもと、山梨県内の老健を訪問させていただいたことを感謝します。

■小林ひとみ氏プロフィール

- 1978年 看護学校卒業後
国立国際医療センター就職
- 1983年 山梨医科大学(現山梨大学医学部)
附属病院に転勤
- 2017年 定年退職後同病院看護部に再雇用
- 2020年 新型コロナウイルス医療対策本部
総合調査班 看護関係アドバイザー兼務
- 9月から11月にかけて山梨県内の全老健施設を訪問し現状を調査

利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系）

1. 感染防止に向けた取組

(1)施設等における取組	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意 ○ 管理者は、日頃から職員健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努める ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に入所した者の記録等を準備 <p>(面会及び施設への立ち入り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。具体的には、地域の発生状況等を踏まえ、管理者により制限の程度を判断し、実施する場合には、適切な感染防止対策を行った上で実施すること。引き続きオンラインでの実施も考慮。 ○ 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○ 面会者や業者等の施設内に入所した者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録 <p>(外出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻口を触らないように留意すること。
(2)職員の取組	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
(3)リハビリテーション等の実施の際の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（換気が悪い密閉空間）、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」を避ける必要 ○ 可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)積極的疫学調査への協力等	(4)感染者への対応/(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染者	医療機関が特定 ・PCR陽性の者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等（利用者・職員）に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で拭拭等 ・保健所の指示がある場合は指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則入院（症状等によっては自治体の判断に従う） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断
感染が疑われる者	施設等が判断 ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、高齢者等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける ・速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示がある場合は指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける 	
濃厚接触者	保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接触 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として個室に移動。個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室に。個室管理ができない場合、マスク着用、ベッド間隔を2m以上あける等の対応。部屋を出る場合はマスクを着用し、手指衛生を徹底 ・可能な限りその他利用者や担当職員を分けて対応 ・ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者」と15分以上の接触	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄と同じ ・発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル等を着用 ・体温計等の器具は、可能な限り専用 ・ケアの開始時と終了時に、石けんと流水による手洗い等による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔を触らないように注意。「1ケア1手洗い」等が基本 ・有症状者については、リハビリテーション等は実施しない。無症状者については、手指消毒を徹底した上で、職員は使い捨て手袋とマスクを着用し個室等において、実施も可能

厚生労働省「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」より引用

山梨県介護老人保健施設一覽



電話



FAX



E-mail

<p>1 峡北シルバーケアホーム</p> <p>〒408-0023 北杜市長坂町渋沢907 ☎0551-32-6211 ☎0551-32-6215 ✉kyohoku@crux.ocn.ne.jp</p>	<p>11 ケアセンターいちかわ</p> <p>〒409-3601 西八代郡市川三郷町市川大門416 ☎055-272-5121 ☎055-272-5131 ✉ci-jimu@kyonan-mc.jp</p>	<p>21 ふじ苑</p> <p>〒406-0004 笛吹市春日居町小松855-6 ☎0553-26-5001 ☎0553-26-3574 ✉fujien@hyper.ocn.ne.jp</p>
<p>2 しおかわ福寿の里</p> <p>〒408-0114 北杜市須玉町藤田787 ☎0551-42-4604 ☎0551-42-4101 ✉salt2910@poppy.ocn.ne.jp</p>	<p>12 ナーシングプラザ三珠</p> <p>〒409-3612 西八代郡市川三郷町上野2968 ☎055-272-8611 ☎055-272-8653 ✉momo6154@herb.ocn.ne.jp</p>	<p>22 いちのみやケアセンター</p> <p>〒405-0076 笛吹市一宮町竹原田1255-1 ☎0553-47-4811 ☎0553-47-4815 ✉icare777@oregano.ocn.ne.jp</p>
<p>3 フルリールむかわ</p> <p>〒408-0307 北杜市武川町柳澤740-1 ☎0551-26-0111 ☎0551-26-0112 ✉info@fluriru.com</p>	<p>13 サンビューふじかわ</p> <p>〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢340-1 ☎0556-22-7301 ☎0556-22-1665 ✉daiyou@kajikazawa.com</p>	<p>23 勝沼ナーシングセンター</p> <p>〒409-1302 甲州市勝沼町菱山中平4300 ☎0553-44-5311 ☎0553-44-5221 ✉knc@bird.ocn.ne.jp</p>
<p>4 あさひホーム</p> <p>〒407-0045 韮崎市旭町上条中割473 ☎0551-23-3500 ☎0551-23-3505 ✉asahikai@poem.ocn.ne.jp</p>	<p>14 峡南ケアホームいいとみ</p> <p>〒409-3423 南巨摩郡身延町飯富1655 ☎0556-42-4314 ☎0556-42-4331 ✉iitomi.ro-ken@gaea.ocn.ne.jp</p>	<p>24 恵信塩山ケアセンター</p> <p>〒404-0042 甲州市塩山上於曾1195 ☎0553-33-3205 ☎0553-33-3207 ✉keishin-n@ab.auone-net.jp</p>
<p>5 山梨ライフケア・ホーム</p> <p>〒400-0111 甲斐市竜王新町2128 ☎055-279-4711 ☎055-279-4713 ✉lifecare@bd.wakwak.com</p>	<p>15 甲府かわせみ苑</p> <p>〒400-0802 甲府市横根町554 ☎055-222-2900 ☎055-222-6600 ✉seishou@crux.ocn.ne.jp</p>	<p>25 はまなす</p> <p>〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船津6901 ☎0555-83-3285 ☎0555-83-3286 ✉hamanasu@toranomom.or.jp</p>
<p>6 峡西老人保健センター</p> <p>〒400-0405 南アルプス市下宮地421 ☎055-282-7000 ☎055-282-7003 ✉careport@feel.ocn.ne.jp</p>	<p>16 甲府南ライフケアセンター</p> <p>〒400-0851 甲府市住吉5-24-14 ☎055-241-3333 ☎055-241-7564 ✉kofuminamilife@mx4.nns.ne.jp</p>	<p>26 白樺荘</p> <p>〒403-0006 富士吉田市新屋1552-3 ☎0555-24-4211 ☎0555-24-4212 ✉sirakaba@fgo.jp</p>
<p>7 ケアホーム花菱</p> <p>〒400-0402 南アルプス市田島1105 ☎055-280-8700 ☎055-280-8701 ✉hanabishi@isis.ocn.ne.jp</p>	<p>17 N A C 湯村</p> <p>〒400-0073 甲府市湯村3-15-13 ☎055-253-2200 ☎055-253-2203 ✉rouken@nac-yumura.com</p>	<p>27 山中湖あんずの森</p> <p>〒401-0501 南都留郡山中湖村山中1069-3 ☎0555-63-2333 ☎0555-62-9999 ✉yamanakakoanzunomori@juno.ocn.ne.jp</p>
<p>8 ひばり苑</p> <p>〒409-3852 中巨摩郡昭和町飯喰1277 ☎055-275-9511 ☎055-275-9512 ✉hibari-office@takekawa-kai.or.jp</p>	<p>18 甲府相川ケアセンター</p> <p>〒400-0003 甲府市塚原町359 ☎055-252-1600 ☎055-252-1602 ✉aikawa@kashinokai.or.jp</p>	<p>28 つる</p> <p>〒402-0056 都留市つる5-1-55 ☎0554-45-1813 ☎0554-45-1006 ✉rouken@hp.city.tsuru.yamanashi.jp</p>
<p>9 ノイエス</p> <p>〒409-3863 中巨摩郡昭和町河東中島443 ☎055-275-1165 ☎055-275-1161 ✉neues@sage.ocn.ne.jp</p>	<p>19 大津ケアセンター</p> <p>〒400-0055 甲府市大津町1509-1 ☎055-244-0202 ☎055-244-0033 ✉ootsu@ray.ocn.ne.jp</p>	<p>29 ももくら</p> <p>〒409-0622 大月市七保町下和田2132-1 ☎0554-20-1111 ☎0554-20-1119 ✉momokura@biscuit.ocn.ne.jp</p>
<p>10 玉穂ケアセンター</p> <p>〒409-3812 中央市乙黒247-1 ☎055-273-7331 ☎055-273-7360 ✉syojukai@yin.or.jp</p>	<p>20 甲州ケア・ホーム</p> <p>〒406-0032 笛吹市石和町四日市場2031 ☎055-263-0242 ☎055-263-2250 ✉carehome@krg.ne.jp</p>	<p>30 みのりの里 旭ヶ丘</p> <p>〒409-0112 上野原市上野原7806 ☎0554-63-5800 ☎0554-62-6006 ✉jimu@keifuu.or.jp</p>

山梨県老人保健施設協議会広報誌

編集・発行 山梨県老人保健施設協議会広報委員会
介護老人保健施設峡北シルバーケアホーム内

〒408-0023
山梨県北杜市長坂町渋沢907
TEL 0551-32-6211 FAX 0551-32-6215
E-mail : kyohoku@crux.ocn.ne.jp